

愛情ギュッとずっとはむら

広報 はむら

平成 29 (2017) 年

1

月 15

日号



主な記事

1 平成 29 年度 住民税 (市民税・都民税) の申告・平成 28 年分 所得税等の確定申告など

5 イベント情報

第 35 回羽村市駅伝大会 参加者募集／第 29 回羽村市老人クラブ連合会福祉大会／郷土博物館 歴史講座受講者募集／1 日限定 ウォーキング教室 など

9 市政の情報

ご意見をお寄せください！ 意見公募手続／雪に備えて／介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）／コミュニティバスはむらん 一部運休のお知らせ など

18 情報アラカルト

22 こどものページ



表紙の写真 (平成28年1月24日撮影)

ひっぱれ～！！

スポーツセンターで行われる羽村市ふれあい綱引き大会。今回で 30 回目になります。

毎回、白熱した戦いが繰り広げられ、見ているだけでも気合いが入ります。ぜひ、皆さんで応援しましょう！

羽村市公式キャラクター



はむりんのイベントへの出演情報などは、市公式サイトでお知らせしています。ぜひ、市公式サイトを見りん♪

はむりん



市政情報を発信しています

平成 29 年度 住民税（市民税・都民税）の申告

平成 28 年中の収入などを市へ申告するものです

※当日の混雑状況によっては、早めに受付けを終了する場合があります。ご了承ください。

※職員が端末に情報を入力して申告書を作成します。申告会場では少なくとも 30 分程度の待ち時間が想定されます。時間に余裕をもってお越しください。

受付期間 2 月 8 日(水)～3 月 15 日(水)（土・日曜日を除く）

受付時間 午前 9 時～11 時、午後 1 時～3 時 30 分

受付会場 市役所 4 階大会議室

問合せ 課税課市民税係^{内 189}

申告が必要な方

- 給与所得のみの方で、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない方（勤務先で確認してください。）
- 事業・不動産・配当・年金・そのほかの所得のあった方で、所得税等の確定申告が不要な方
- 非課税所得（遺族年金・障害年金・雇用（失業）保険・生活保護受給）のみの方
- 収入がなかつた方（市内の同一世帯の方から扶養されている場合は申告不要です。）
- 市内に事務所・事業所などを有し、市内に住所がない方
- ※国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者は、昨年中の所得がなかつた場合でも必ず申告してください。
- 申告が必要な方
- 所得税等の確定申告をする方（確定申告書を税務署へ提出する方）
- 平成 28 年中の所得が 1 か所からの給与のみで、勤務先から市に年末調整された給与支払報告書が提出されている方（勤務先で確認してください。）
- 1 月 1 日現在 65 歳以上の年金所得のみの方で、年金収入が 151 万 5000 円以下の方（遺族年金・障害年金などの非課税年金のみの場合は、申告が必要です。）
- 同一世帯の方に扶養されている方（同居しているても住民票上世帯が別になつていては、扶養されていても申告が必要です。）

申告の際に持参するもの

申告会場では、職員が端末に入力して申告書を作成するため、事前記入は不要です。必要な書類を持参してください。

①申告書（事前に届いている方）・印鑑（ごみ印以外、認印可）

②給与所得の源泉徴収票や支払者の証明書など、収入が明らかになる資料

③年金を受給している方は、公的年金などの源泉徴収票

④国民年金保険料などの控除証明書

⑤社会保険などの領収書（平成 28 年中に国民健康保険税・後期高齢者医療保険料や健康保険料、厚生年金保険料などを支払ったもの）

⑥生命保険や地震保険に関する控除証明書

⑦医療費などの領収書（病院・薬局ごとに支払額を計算した支払明細書を添付）

⑧寄附をした場合は、寄附先からの領収書

⑨障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳や愛の手帳など

⑩配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が明らかになる資料

⑪事業所得などがある方は、収支内訳書や帳簿など

⑫日本国外に居住する親族を扶養していく扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除の適用を受ける方は、親族関係書類（戸籍の附票・戸籍謄本・出生証明書・婚姻証明書など）と送金関係書類（送金依頼書など）

※外国語で作成されている場合は、日本語で翻訳されたものも必要となります。

⑬マイナンバーカードまたは通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの本人確認書類

※代理の方が申告する場合は、代理権の確認ができる委任状や代理の方の本人確認書類も必要です。

郵送による受付け

申告書に該当する事項を記入し、源泉徴収票・事業主の支払証明・収支内訳書などの必要書類を添付し、郵送してください。

※申告書の控えに受付印が必要な方は、宛先（申告する方の住所・氏名）を記入した返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

郵送先 〒205-18601（所在地記載不要）羽村市課税課市民税係

注意 国民年金保険料の控除証明書については、ねんきん加入者ダイヤル（☎0570-100-31004）または青梅年金事務所（☎0428-30-3410）に問い合わせてください。

申告は 3 月 15 日(水)までに！

期限までに申告がないと、平成 29 年度の課税決定が遅れたり、課税・非課税証明書が発行できない場合があります。

※午前 8 時までは庁舎内に入ることはできません。また、午前 8 時 30 分までは、正面玄関から入ることはできません。地下 1 階玄関（青梅線側）を利用してください。

平成 28 年分 所得税等の確定申告

平成 28 年中の収入などを税務署へ申告するものです

※当日の混雑状況によっては、早めに受付けを終了する場合があります。ご了承ください。

青梅税務署での受付け・相談

開設期間 2月9日(木)～3月15日(水) (土・日曜日を除く)

相談時間 午前9時～午後5時

相談会場 青梅税務署

問合せ 青梅税務署 0428-22-3185 (代表)

○所得税および復興特別所得税の確定申告書の提出と納税は、2月16日(木)～3月15日(水)です。

○作成済みの還付申告書は、すでに受け付けています。

○還付申告：給与所得者や年金所得者などで源泉徴収税額があり、医療費控除などを申告することで所得税が還付となる申告

○個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書の提出と納税は、3月31日(金)までです。

○贈与税の申告書の提出と納税は、2月1日(木)～3月15日(水)です。

開設期間 2月9日(木)～3月15日(水) (土・日曜日を除く) の午前9時～午後5時

相談会場 青梅税務署

青梅税務署での受付け・相談

日曜日の受付け・相談

青梅税務署では受け付けません。2月19日(木)・26日(木)に限り、立川税務署で行います。当日は、大変混雑することが予想されます。あらかじめご了承ください。

※日曜日は、電話による相談や、国税の領収は行いません。納付に際しては、振替納税制度を利用するか、近くの金融機関で必ず納期限までに納付してください。

税務署で確定申告書を作成する方へ

◆ 申告の際に持参するもの 1ページの「平成29年度住民税の申告の際に持参するもの」と同じですが、マイナンバーカードな

■ 日程表 (市役所での受付日時)

| 月 | 受付日 (土・日曜日を除く) | 受付時間 | 税務署員 | 税理士会 | 市職員 | 混雑予想 | 申告書作成方法 |
|----|-----------------------------------------------|-------------------------|------|------|-----|--------------------|--------------------|
| 2月 | 8日(木)～10日(金) (税理士による無料申告相談) | 午前9時～11時、 午後1時～3時30分 | × | ○ | ○ | 大変混雑します | 手書き パソコン (*) |
| | 13日(月)～15日(水) (税務署職員などによる出張相談) | 午前9時30分～11時、 午後1時～3時 | ○ | ○ | × | 大変混雑します | 手書き パソコン |
| | 16日(木)・17日(金)・20日(月)・21日(火) (税理士による無料申告相談) | 午前9時～11時、 午後1時～3時30分 | × | ○ | ○ | 大変混雑します | 手書き パソコン (*) |
| | 22日(木)～24日(金)・27日(月)・28日(火) | | × | × | ○ | 混雑します | パソコン (*) |
| | 3月1日(木)～3日(金)・6日(月)～10日(金)・13日(月)～15日(水) | | × | × | ○ | 3月6日(月) 以降混雑します | パソコン (*) |

※混雑予想は過去の実績に基づくものです。

※当日の混雑状況によっては、早めに受付けを終了する場合があります。

(*) 税務署職員などによる出張相談時を除きパソコンでの申告書作成は、市職員が情報を入力して作成します。申告書を自身で作成する「確定申告書等作成コーナー」はありません。

■ 申告・相談の受付内容、受付期間

| 申告の内容 | 市役所 | | | 青梅税務署 | 郵送先 |
|---------------------------|-------------------------------------|----------------|-------------|-------|--------------|
| | 税務署職員 出張相談 | 税理士会無 料申告相談 | 市職員 申告相談 | | |
| 年金・給与所得の申告 | ○ | ○ | ○ | ○ | 4-13-4 青梅税務署 |
| 作成済み申告書の提出 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 営業・農業などの事業所得の申告 | ○ | ○ | × | ○ | |
| 不動産所得の申告 | ○ | ○ | × | ○ | |
| 青色申告 | ○ | ○ | × | ○ | |
| 損失申告 | ○ | × | × | ○ | |
| 住宅借入金等特別控除 (所得税) の申告 | ○ | × | × | ○ | |
| 土地・家屋・株式など 譲渡所得の申告 | 市役所では受け付けしていません。 青梅税務署で相談してください。 | | | ○ | |
| 過年分(平成 27 年以前 分) の確定申告 | | | | ○ | |

※いずれも、土・日曜日を除く。

市役所での受付け・相談

相談日により、受付けできる申告内容が異なります。次の表で確認してください。

会場 市役所 4階大会議室

※混雑予想は過去の実績に基づくものです。

※当日の混雑状況によっては、早めに受付けを終了する場合があります。

(*) 税務署職員などによる出張相談時を除きパソコンでの申告書作成は、市職員が情報を入力して作成します。申告書を自身で作成する「確定申告書等作成コーナー」はありません。

◆ 郵送による受付け 申告書に該当する事項を記入し、源泉徴収票・事業主の支払証明・収支内訳書などの必要書類を添付し、青梅税務署へ郵送してください。

※申告書の控えや医療費の領収書の返却を希望する方は、その旨と申告する方の住所・氏名を記入した返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

どの番号確認書類・本人確認書類は写しも提出してください。また、平成27年分の確定申告書の控えを持参してください。

税務署からのお知らせ

◆ 青梅税務署では、土・日曜日の申告受付は行いません

青梅税務署での確定申告書作成・提出は、平日（月～金曜日）のみとなります。土・日曜日は受け付けていません。注意してください。

なお、2月19日(日)と26日(日)に限り、立川税務署で申告書の作成・提出会場を開設します。

◆ 駐車場が利用できません

2月1日(水)から3月31日(金)までの間、青梅税務署の駐車場は、身体障害者用車両を除いて利用できません。車で来署する際は、近隣のコインパーキングなどを利用してください。

◆ 公的年金受給者の申告

平成23年分以後の各年分について、公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金などに係る雑所得以外の所得金額の合計額が20万円以下である場合は、所得税等の確定申告をする必要がなくなりました（外国の年金がある方を除きます）。

ただし、この場合でも所得税等の還付を受けたための確定申告書を提出することができます。

◆ 公的年金受給者の申告があります。

◆ e-ITaxを利用しましょう

所得税等・消費税・贈与税の確定申告で、自宅のパソコンでインターネットを利用して申告書の作成や提出ができます。利用にはマイナンバーカードやICカードドリーダライタなどの準備が必要です。

詳しくは、国税庁ウェブサイトまたはe-IT

a x・作成コーナーヘルプデスク（☎0570-01-5901）で確認してください。

※国税庁ウェブサイトで申告書を作成・印刷し書面で提出できます（事前準備不要）。

「電子証明書」が必要です。

◆ 昨年電子申告を利用した方や市の相談会場を利用した方へ

平成27年分の申告で電子申告（電子送信だけでなく、国税庁ウェブサイトなどで作成し、書面で提出した場合を含む）を利用した方には、申告書を送付しません。平成28年分の確定申告も、引き続き電子申告を利用してください。

また、市の相談会場で申告書を提出した方は、平成29年分より申告書を送付しません。

◆ 所得税等の申告と納税は3月15日(水)までに！

期限が近くなると税務署の窓口は大変混雑します。早めに申告してください。納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかる場合があります。

◆ 社会保障・税番号制度の導入について

社会保障・税番号制度（マイナンバー）の導入により、所得税等の確定申告書についてはマイナンバーが必要となり、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。マイナンバーカードまたは通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの本人確認書類を用意してください。

詳しくは、国税庁ウェブサイト内の「社会保障・税番号制度（マイナンバー）について」をご覧ください。

問合せ 青梅税務署☎0428-22-318

要支援・要介護の方および要支援・要介護の方を介護している方へ 確定申告手続きに係る認定書を発行しています

市では、市内に住所を有する身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上の方

で、要介護認定された方などで、障害の程度により障害者控除対象者認定書を発行しています。

住民税や所得税の申告の際に、この認定書を添付することで、本人またはその扶養者が、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

■ 控除の対象（控除区分・要介護認定結果などによる区分）

□ 障害者控除 障害状態にあります。

社会保険・税番号制度（マイナンバー）の導入により、所得税等の確定申告書についてはマイナンバーが必要となり、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。マイナンバーカードまたは通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの本人確認書類を用意してください。

詳しくは、国税庁ウェブサイト内の「社会保障・税番号制度（マイナンバー）について」をご覧ください。

■ 日常生活自立度の目安

| | |
|--------|------------------------------------|
| ランクA | 屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない |
| ランクB以上 | 屋内での生活に何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体である |
| II・III | 日常の生活に必要な意思疎通に、困難さが多少見られる |
| IV以上 | 日常の生活に必要な意思疎通に、困難さが頻繁に見られる |

■ 申請できる方

本人とその家族（扶養している方）

※介護度・日常生活自立度など、個人情報に関する問合せに電話で答えることはできません。

□ 特別障害者控除 障害状態にあります。

あり、日常生活自立度がランクB以上の方／認知症であり、日常生活自立度がIIまたはIIIの方

□ 特別障害者控除 障害状態にあります。

クAの方／認知症であり、日常生活自立度がランクB以上の方／認知症IIまたはIIIの方

□ 特別障害者控除 障害状態にあります。

クAの方／認知症IIまたはIIIの方

問合せ

高齢福祉介護課高齢福祉係

177

高齢福祉介護課高齢福祉係

高齢福祉係

介護保険サービスを利用している方へ

確定申告で医療費控除の対象となる場合があります

対象となる場合

■ 在宅の方

次の条件を満たしている場合、介護保険サービスを利用した際の費用（介護サービスに対する1割または2割の利用者負担分）が、医療費控除の対象となります。

① 居宅介護支援事業者が作成した居宅介護サービス計画に基づき在宅のサービスを利用している

② 居宅介護サービス計画に、次の医療系居宅サービスのいずれかが含まれている

- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 通所リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 短期入所療養介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（条件あり）
- 複合型サービス（条件あり）
- ③ ②のサービスと併せて利用する場合のみ
- 控除の対象となるサービス（介護予防サービスを含む）
- 訪問介護
- 短期入所生活介護
- 地域密着型サービス（条件あり・認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護を除く）

※訪問介護、複合型サービスの生活援助中心型

や、支給限度額を超えたサービス提供分、特別な費用などは控除の対象外となります。

■ 介護保険施設に入所している方

① 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム・地域密着型介護老人福祉施設）

「施設介護サービスに対する自己負担額（1割または2割）と、食費・居住費に係る自己負担額の合計額の2分の1」が控除の対象となります。

② 介護老人保健施設・介護療養型医療施設

「施設介護サービスに対する自己負担額（1割または2割）と、食費・居住費に係る自己負担額」が控除の対象となります。

※介護福祉士などによる喀痰吸引などの対価も対象となります。

※介護保険サービス事業者は、利用者に対して医療費控除対象額を記載した領収書を交付することとなっています。

※医療費控除額が記載されていない領収書は、対象となりません。

問合せ

□ 控除の対象について…青梅税務署

☎ 0428-122-3185（代表）

□ 介護保険制度について…高齢福祉介護課介護係内 142

介護保険料は社会保険料控除の対象です

介護保険料を納めている方は、申告の際に、健康保険や年金の掛金と同様に社会保険料控除として申告することができます。

※介護保険料が公的年金から特別徴収されている方は、その年金を受給している方のみ社会保険料控除として申告することができます。

申請する方へ

介護保険負担限度額認定証は、住民税非課税世帯の方が対象となります。認定証を申請する方は、必ず所得税の確定申告または住民税の申告をしてください。

介護保険負担限度額認定証は、

申告の際に、健康保険や年金の

福祉介護課介護保険係内 142

問合せ

□ 申告方法や手続きについて…青梅税務署 ☎ 0428-122-3185（代表）

高齢福祉介護課介護係内 142

おむつ代に係る医療費控除の申請

寝たきり状態や治療上おむつ

の使用が必要な方のおむつ代が、医療費控除の対象として認められるためには、確定申告の際に、「おむつ代の領収書」と医師が発行した「おむつ使用証明書」の添付が必要です。

寝たきり状態や治療上おむつ

の使用が必要な方のおむつ代が、医療費控除の対象として認められるためには、確定申告の際に、「おむつ代の領収書」と医師が発行した「おむつ使用証明書」の添付が必要です。

要介護（支援）の状態にあり、医療費控除を受けることが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」の代わりに、要介護認定の

要介護（支援）の状態にあり、医療費控除を受けることが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」の代わりに、要介護認定の

※「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類」は、市役所 1 階高齢福祉介護課介護係

定係で発行します。

※「市町村が主治医意見書の内

容を確認した書類」は、市役

所 1 階高齢福祉介護課介護係

定係で発行します。

第35回羽村市駅伝大会

参加者募集

駅伝にチャレンジしてみませんか。お誘い合わせの上、ぜひ参加してください！

期日 3月5日(日) (雨天決行)
集合 午前8時30分 (富士見公園)

■競技部門ごとの参加費と距離

| 競技部門 | 参加費 (1チーム) | | 距離 |
|------|-------------|--------|-----------------------|
| | 市内 | 市外 | |
| ① | 町内会・自治会対抗の部 | 無料 | 7.6 km 1・3区…2.0 km |
| | 中学生女子の部 | 無料 | 1,000円 |
| | 一般女子の部 | 2,000円 | 3,000円 |
| | 50歳以上の部 | 2,000円 | 3,000円 |
| | 中学生男子の部 | 無料 | 1,000円 |
| ② | 一般の部 | 2,000円 | 3,000円 |
| | | | 15.2 km 1区間 3.8 km |

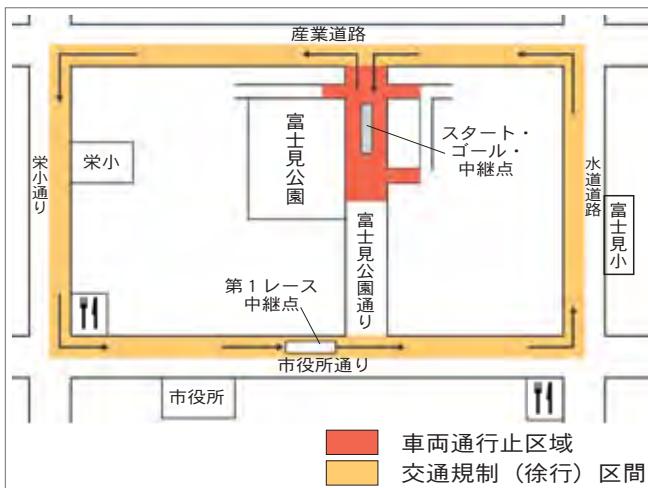
※チーム編成 (補欠・監督を含む) の中に1人でも市内在住・在勤以外の方がいる場合は、市外の参加費となります。

スタート ①午前9時30分 ②午前10時20分 (予定)
選手登録 選手4人・補欠2人・監督1人 (合計7人)
以内)

※町内会・自治会対抗の部、50歳以上の部、一般の部は、性別を問いません。
※町内会・自治会対抗の部以外は、市外のメンバーで構成されるチームも参加可能です。

申込み・問合せ 1月13日(金)～2月5日(日) (午後5時)
主催 羽村市教育委員会
主管 NPO法人羽村市体育協会

■コース (富士見公園東側市道をスタート・ゴールとする周回コース)



【交通制限時間帯】

車両通行止区域…午前9時～正午
交通規制 (徐行) 区間…午前8時～午後1時

必着)に、所定の申込書に記入し、参加費を添えて直接NPO法人羽村市体育協会事務局(スポーツセントラル2階)へ☎555-1698 (月曜日を除く午前9時～午後5時)※申込書はNPO法人羽村市体育協会事務局で配布するほか、羽村市体育協会ウェブサイトからダウンロードすることができます。

必着)に、所定の申込書に記入し、参加費を添えて直接NPO法人羽村市体育協会事務局(スポーツセントラル2階)へ☎555-1698 (月曜日を除く午前9時～午後5時)※申込書はNPO法人羽村市体育協会事務局で配布するほか、羽村市体育協会ウェブサイトからダウンロードすることができます。

第37回消費者の日 実現しよう!

「はむらエコアクション・ポイント」

「消費者の日」事業は、消費生活センターの開設日(昭和50年3月28日)を記念して、実施しています。

毎年、消費者・事業者・行政が一体となって、消費生活に関するさまざまな問題をテーマに討論会などをを行い、より良い消費生活のあり方を探つていくための事業として行っています。

今年度は、昨年度テーマとした「エコアクション・ポイント」に関する提案などを踏まえ、さらに一歩進めるため「実現しよう!「はむらエコアクション・ポイント」」がテーマです。

楽しみながら無理なくできる環境にやさしい取組みで、「羽村に住んで良かった!」と誰もが思えるよう、皆さんのアイデアを聞かせてください。

日時 2月2日(木)午後1時30分～4時

会場 消費生活センター2階活動室

対象 市内在住・在勤・在学の方
参加費 無料

内容 ワークショップ、グループごとの意見発表、

全体での意見交換など

主催 第37回羽村市「消費者の日」実行委員会

※直接会場へお越しください。

※一時保育・手話通訳が必要な方のみ、1月20日(金)までに連絡してください(一時保育のみ定員5人(先着順))。

問合せ 消費生活センター☎555-1111(内640)

同時開催 東京2020オリンピック・パラリンピック フラッグツアーアリ

富士見公園において、「フラッグ歓迎セレモニー」を行います。

※詳しくは、広報はむら2月15日号でお知らせします。

問合せ 消費生活センター☎555-1111(内640)

「プラチナ未来スクール」トークセッション開催

「地域の魅力と市民を生かしたまちづくり」 参加者募集

羽村市と青梅市では、「西多摩の未来を考える」をテーマに、西多摩を拠点として活躍する方を応援しています。

今回は「プラチナ未来スクール」トークセッションを行います。内容は、ゲストトーク、今年の取組内容の発表や市民ファシリテーターによるワークショットの運営、新たなつながりをつくる交流会などです。

地域の魅力を生かしたまちづくりに関心のある方や取り組みたい方などの参加をお待ちしています。

日 時 2月12日(日)午後1時～6時(受付け午後0時30分～)

会 場 ゆとろぎレセプションホール

定 員 30人(先着順)
参加費 1000円(交流会費・当日集金します。)

いこいの里「いきいき展」

高齢の方向けの講座「いきいき講座・ボランティア講座」の受講者が、1年間の成果として作品などを展示・発表します。

ぜひ、お越しください。

日 時 2月17日(金)～19日(日)の午前9時～午後4時
(19日(日)は午後3時まで)

会 場 いこいの里
※18日(土)は午前10時～午後1時にお茶の会による茶席(無料)、午前10時30分～11時30分にハーモニカ講座受講者による演奏があります。

羽村市と青梅市では、「西多摩の未来を考える」をテーマに、西多摩を拠点として活躍する方を応援しています。

※18日(土)は午前10時～午後1時にお茶の会による茶席(無料)、午前10時30分～11時30分にハーモニカ講座受講者による演奏があります。

問合せ いこいの里☎ 578-0678



▲申込みフォーム
QRコード

内 容 小野裕之さん(greenz.jp)によるゲストトーク／西多摩地域で活躍するイノベーターによる取組発表／ファシリテーター養成講座の取組発表

申込み 2月3日(金)午後10時までに、申込みフォームから申し込んでください。

申込みフォーム

<http://kokucheesee.com/event/index/441526/>

主 催 プラチナ未来スクール実行委員会(羽村市・青梅市共同事業)
問合せ プラチナ未来スクール実行委員会事務局(企画政策課企画政策担当)内313



歴史講座受講者募集

今年度は、2つのテーマで歴史講座を行います。

第1回「謎の寺 広福寺」

かつて羽村内にあった廃寺「広福寺」。謎に包まれたその所在や実態について、先行研究を基に解明するとともに、羽村の寺院についても触れてていきます。

日 時 2月5日(日)午後2時～4時

講 師 郷土博物館学芸員

第2回「玉川上水羽村堰 研究最前線」

土木遺産にも認定された羽村堰。なぜ、玉川上水の取水口に羽村が選ばれたのか、また江戸時代の羽村堰の機能や特徴について、歴史学だけではなく、河川工学や地理学など自然科学分野の知見を援用して最新の研究内容を解説します。

日 時 2月12日(日)午後2時～4時

講 師 郷土博物館館長

共
通

会 場 産業福祉センター2階電腦会議室

定 員 各回30人(先着順)

受講費 無料

申込み・問合せ 1月17日(火)

午前10時から、電話または直接郷土博物館へ☎ 558-1256(月曜日を除く午前9時～午後5時)



▲玉川上水羽村堰

「意見をお寄せください！ 意見公募手続

共通事項

募集期間 1月16日(月)～2月14日(火)(午後5時(必着))

意見を出せる方 市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所などを有する方および施策などに利害関係を有する方

提出方法 必要事項を記入し、郵送・アクセス・Eメールまたは直接提出先へ(様式は問いません)

※電話での受付けはできません。

※持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。

※必要事項は、各閲覧場所・市公式サイトで確認するか、問い合わせてください。

閲覧場所 1月16日(月)から、市役所1階市政情報コーナー(祝日を除く)・各提出先(土・日曜日、祝日を除く)・図書館(休館日を除く)

※計画(案)の内容は、各閲覧場所のほか、市公式サイトでもご覧いただけます。

注意事項

■住所・氏名などの必要事項が記入されていない場合は、受け付けることができません。

■案件に対する賛否を問うものではありません。

■意見に対する個別の回答は、できません。

■受け付けた意見については、個人情報を取り除いた上で、市の考え方を付して市公式サイトなどで公表します。

■第4次羽村市男女共同参画基本計画(案)

経験者、関係団体等の代表者、市民公募委員などで構成する「羽村市男女共同参画推進会議」から、意見を伺つてきました。

このたび、「第4次羽村市男女共同参画基本計画(案)」をまとめましたので、皆さんのご意見を募集します。

計画期間 平成29年度～平成33年度

提出先・問合せ 企画政策課企画政策担当(内)345-205-8601(所在地記載不要) FAX 554-2921

✉ s101000@city.hamura.tokyo.jp

■羽村市一般廃棄物処理基本計画(案)

経験者、関係団体等の代表者、市民公募委員などで構成する「羽村市廃棄物減量等推進審議会」から、意見を伺つてきました。

このたび、「羽村市一般廃棄物処理基本計画(案)」をまとめましたので、皆さんのご意見を募集します。

計画期間 平成29年度～平成43年度

提出先・問合せ 生活環境課生活環境係(内)222-205-8601(所在地記載不要) FAX 554-2921

✉ s208000@city.hamura.tokyo.jp

このため、これまでの施策を継続しつつ、環境にやさしい低炭素社会・資源循環型社会を築くため、今回改めて羽村市一般廃棄物処理基本計画(案)を策定しました。

計画を策定するにあたっては、行政関係団体の代表者、知識経験者、市民公募委員などで構成する「羽村市廃棄物減量等推進審議会」から、意見を伺つてきました。

このたび、「羽村市一般廃棄物処理基本計画(案)」をまとめましたので、皆さんのご意見を募集します。

計画期間 平成29年度～平成43年度

提出先・問合せ 生活環境課生活環境係(内)222-205-8601(所在地記載不要) FAX 554-2921

✉ s208000@city.hamura.tokyo.jp

このため、これまでの施策を継続しつつ、環境にやさしい低炭素社会・資源循環型社会を築くため、今回改めて羽村市一般廃棄物処理基本計画(案)を策定しました。

現在、家庭系の燃やせるごみは減量しつつありますが、一方で事業系の燃やせるごみは増加傾向にあります。また、資源ごみに關しても更なる分別の徹底により、燃やせるごみから資源への有効活用を図る必要があります。

**■羽村市生涯学習基本計画後期基本
計画（案）**

市では、市民一人ひとりが自主的・自発的に学べる環境を整えるとともに、学んだ成果を地域課題の解決や社会貢献といった主体的な行動として活かしていくことを目的として平成23年度に「羽村市生涯学習基本計画」を策定し、その実現のため、前期基本計画に掲げた乳幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージに沿った施策を展開してきました。

今年度で前期基本計画の計画期間が



▲提言の様子

羽村市男女共同参画推進会議の提言

市では、男女共同参画に関する施策の充実と推進を図るため、知識経験者や市民公募委員などで構成する男女共同参画推進会議を設置しています。平成28年12月13日、同推進会議から市長に第4次男女共同参画基本計画に関する提言が提出されました。

※提言の内容は、市役所1階市政情報コーナー・3階企画政策課、図書館、市公式サイトでご覧いただけます。

問合せ 企画政策課企画政策
担当内 345

終了することから、後期基本計画を策定するにあたり、知識経験者や市内の関係団体の代表者、市民公募委員などで構成する「羽村市生涯学習審議会」から、意見を伺つきました。

このたび、「羽村市生涯学習基本計画後期基本計画（案）」をまとめましたので、皆さんのご意見を募集します。

計画期間 平成29年度～平成33年度

提出先・問合せ 生涯学習総務課生涯学習推進係内 367
(所在地記載不要) FAX: 04-2921-367
✉ s703000@city.hamura.tokyo.jp

このことを踏まえて、羽村市国民健康保険法に関する指針により、保険者は健康・医療情報を活用してPDC Aサイクルに沿つた効果的かつ効率的な保健事業を実施するための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定した上で、保健事業の実施および評価を行うこととされています。

このことを踏まえて、羽村市国民健康保険データヘルス計画（案）をまとめましたので、皆さんのご意見を募集します。

**■羽村市国民健康保険データヘルス
計画（案）**

計画期間 平成29年度～平成31年度
提出先・問合せ 市民課保険係内 127
〒205-8601 (所在地記載不要) FAX: 04-2921-367
✉ s203000@city.hamura.tokyo.jp



▲答申の様子

羽村市廃棄物減量等推進審議会の答申

市では、廃棄物処理について必要な施策を推進するため、「羽村市一般廃棄物処理基本計画」を策定します。計画の策定にあたり、平成28年6月に羽村市廃棄物減量等推進審議会に諮問した「羽村市一般廃棄物処理基本計画について」に対し、平成28年12月19日、同審議会から市長に答申書が提出されました。

※答申の内容は、市役所1階市政情報コーナー・2階生活環境課、図書館、市公式サイトでご覧いただけます。

問合せ 生活環境課生活環境
担当内 222



▲答申の様子

羽村市生涯学習審議会の答申

市では、平成23年度に策定した「羽村市生涯学習基本計画」の計画期間が終了することから、「羽村市生涯学習基本計画後期基本計画」を策定します。計画の策定にあたり、平成28年3月に羽村市生涯学習審議会に諮問した「羽村市生涯学習基本計画後期基本計画について」に対し、平成28年12月19日、同審議会から市長に答申書が提出されました。

※答申の内容は、市役所1階情報コーナー・3階生涯学習総務課、図書館、市公式サイトでご覧いただけます。

問合せ 生涯学習総務課生涯学習
担当内 367



▲答申の様子

雪に備えて

市内では、冬期に数回程度の降雪があり、比較的少ない積雪でも交通や生活に影響が出ることがあります。予期せぬ大雪が降る場合もあることから、雪による被害を防ぐために、事前にできることを確認し、雪に備えましょう。

問合せ 危機管理課危機管理係内 217

雪が降る前に

- 雪かき用のスコップは、降雪時などに品切れになる場合があるので、事前に購入しておきましょう。
- 車庫などの倒壊を防ぐため、補強用の棒などを用意しておきましょう。
- 降雪、積雪時はけがや事故の危険が高まるため、事前に買い物や用事を済ませておきましょう。
- テレビやラジオなどで最新の気象状況、公共交通機関の運行状況や交通規制などの情報を収集し雪に備えましょう。

羽村市メール配信サービスの登録を

災害発生時などに、携帯電話やパソコンに緊急かつ特別なお知らせを行うサービスです。そのほか、防犯情報やイベント情報などのカテゴリごとに、必要な情報のみを選んで受信することができます。

携帯電話からの登録手順

あて先に、hamura@entry.mail-dpt.jpと入力し、メール（タイトル・本文未記入）を送信するか、右のQRコードを読み取り、画面の指示に従って登録してください。

問合せ 広報広聴課広報係内 339



▲登録用 QR コード

雪が降ったら

- できるだけ外出は控える。やむを得ず外出する場合は、時間に余裕をもって、雪用の靴など滑りにくい靴を履く。
- 自動車は必ず雪用タイヤ（スタッドレスタイヤ）やチェーンを装着し、車間距離をいつもより広く保ち、スピードは控えめにする。
- 屋根や樹木からの雪や氷の落下に注意する。

問合せ

子育て支援課支援係内 239

この貸付事業には、資格を取得する必要があります。詳しくは、問い合わせください。

この貸付事業には、資格を取得した日から1年内に就職し、都内で5年間引き続き業務に従事した際には、返還債務が免除される規定があります。

東京都社会福祉協議会を実施主体として始まりました。

この貸付事業には、資格を取得した日から1年内に就職し、都内で5年間引き続き業務に従事した際には、返還債務が免除される規定があります。

除雪について

市では、積雪があった場合、状況を確認し、市民生活に影響が出ないよう計画的に除雪を行いますが、自宅前の歩道などについては、地域で協力して除雪するようお願いします。道路の安全で円滑な除雪作業のため、次の点について、ご理解とご協力をお願いします。

①道路に雪を出さない

宅地内の雪を道路に出すと、通行の支障となるだけでなく、事故の原因になります。道路に雪を出さないようお願いします。

②路上駐車をしない

路上駐車は除雪作業の妨げになります。自動車などはあらかじめ駐車場に駐車してください。

③段差解消ステップなどの設置は禁止されています

公道に、車庫などへの乗り入れ用の段差解消ステップなどを設置することは、禁止されています。降雪時には雪に埋もれ、除雪作業車が引っ掛けるなど事故の原因となり大変危険ですので、設置しないでください。

④深夜などの除雪作業にご理解をお願いします

除雪作業を効率的に行うため、一般車両の交通量が少ない夜間にを行うことがあります。除雪作業に伴う騒音・振動などが発生するほか、一時通行止めや片側通行で作業を行う場合もあります。また、除雪した雪の仮置き場として民地をお借りする場合があります。

⑤玄関・車庫前の除雪は各家庭でお願いします

積雪時には、限られた時間で効率よく市内全域を除雪するため、車道の雪を両脇に寄せる作業を行います。玄関や車庫前の路上に雪が寄せられた場合は、各家庭で処理をお願いします。

問合せ 市道…土木課道路管理係内 294／都道…東京都西多摩建設事務所管理課 0428-22-7219

「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」が始まりました

市では、ひとり親家庭の親が、修業年限1年以上の養成機関で、看護師や准看護師・保育士・美容師などの資格を取得する場合に、生活費の一部を支援するため、3年間を上限として給付金を支給する「高等職業訓練促進給付金等事業」を実施しています。

羽村にぎわい商品券 第9弾

高齢の方・障害のある方・妊娠中の方・子育て世帯への先行予約販売

羽村市商工会では、羽村市の支援を受け、10%お得な「羽村にぎわい商品券第9弾」を、2月19日(日)から販売します。

一般販売に先立ち、高齢の方・障害のある方・妊娠中の方・子育て世帯を対象に、先行予約販売を行います。

対象 2月19日時点で市内在住の、75歳以上の方、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つている方、母子健康手帳を持つている妊娠中の方、中学生以下の子どもがいる世帯

先行販売総額 3000万円(3000冊)

購入限度額 1人3万円(3冊)まで

※子育て世帯は1世帯3万円(3冊)までです。

※1冊1万円単位です。

※1冊の内訳はA券(全加盟店で利用可能)10枚とB券(大型スーパー以外の加盟店で利用可能)12枚です。

※先行予約販売枠を超えて応募があつた場合は、抽選を行います。抽選結果は応募者各人に通知します。

申込期間 1月25日(水)～2月4日(土)(消印有効)

申込方法 往復はがきに下記の内容を記入し、郵送で羽村市商工会へ

※返信はがきで抽選結果をお知らせします。
当選はがきが引換券となります。

引換方法 2月12日(日)～16日(木)の午前8時30分から午後5時までに、当選はがき(引換券)と現金、年齢のわかるもの、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかまたは母子健康手帳・中学生以下の子どもがいることが確認できる健康保険証などの証明類を持参して羽村市商工会へお越しください。

※12日(日)は午前9時から受け付けます。
※期間を過ぎると引換えができません。注意してください。

※一般販売については、広報はむら2月1日号でお知らせします。

| | |
|------------------------------------------|-------------------------------|
| <往信用> | |
| 〒 205-0002 羽村市栄町 2-28-7 羽村市商工会行 | ※何も記入しないでください。 |
| <返信用> | |
| 〒 205-□□□□ 住所 氏名 様 | ○住所 ○氏名 ○電話番号 ○購入希望額 |

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

介護保険法の改正により、4月から「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」(総合事業)が始まります。

総合事業は介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業があります。

介護予防・生活支援サービス事業

これは介護予防訪問介護・介護予防通所介護を「訪問型サービス」としておより「通所型サービス」として実施するものです。

対象となる方は要介護認定で要支援1、2と認定された方、基本

チエックリストで生活機能の低下があり事業対象者となつた方で、次のようなサービスを開始します。

訪問型

①訪問型サービスI(現行の介護予防訪問介護相当サービス)

②訪問型サービスII(緩和した基準によるサービス)

③訪問型生活動作向上プログラム(10月以降)

通所型

①通所型サービスI(現行の介護予防通所介護相当サービス)

②通所型体力向上教室(10月以降)

※要支援1、2と認定された方には、今後の更新時に新しい総合事業のお知らせを同封します。

一般介護予防事業

元気でいきいきとした生活が維持できるよう、介護予防体操教室や講演会を行います。65歳以上の方はどなたでも参加できます。

詳しく述べ、今後の広報はむらなどでお知らせします。

問合せ

■総合事業全般に関すること:高齢福祉介護課高齢福祉係(内)178

■要支援1、2の認定更新に関する事:高齢福祉介護課介護認定係(内)145

■事業所指定などに関すること:高齢福祉介護課介護保険係(内)142



農作物を栽培しませんか 市民農園使用者募集



■募集農園の所在と募集区画

| 農園名 | 所在地 | 募集区画数 |
|--------|--------------|-------|
| 第1市民農園 | 緑ヶ丘5-4-14・49 | 45 |
| 第2市民農園 | 緑ヶ丘5-6-14・15 | 39 |
| 第3市民農園 | 小作台4-6-8 | 48 |
| 第8市民農園 | 栄町1-14-9 | 35 |

※1区画は約20m²です。

※第2市民農園以外の農園には、駐車場がありません。

※各農園の場所をあらかじめ確認してから応募してください。

市民農園は、農地を区画ごとに貸し出すもので、自分の好きな農作物を育てることができます。農作物を自分で作る楽しさや収穫の喜びを味わってみませんか。

■往復はがきの記入方法

※往復はがきを開いた状態

| | | |
|-------|------------------------------------|----------------|
| <往信用> | 〒205-8601 羽村市 産業振興課 農政係 行 | ※何も記入しないでください。 |
|-------|------------------------------------|----------------|

| | | |
|-------|-------------------------|---------------------------|
| <返信用> | 〒205-0000 住所 氏名 様 | 住所 氏名 電話番号 希望農園名 |
|-------|-------------------------|---------------------------|

※申込多数の場合は、1月30日(月)午前9時から、市役所西分室2階会議室で公開抽選します。

※申込みは1世帯1通のみです(複数申込は無効)。

※同一世帯の方がすでに市民農園を使用している場合は、応募できません。

※結果は申込者各人にお知らせします。

※持参の場合は、土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時です。

使用期間 3月1日～平成31年1月31日
応募資格 市内在住の方(個人)
共益費 4000円(使用期間中)
申込み・問合せ 1月25日(水)(必着)

までに、往復はがきに左図を参考に

記入し、郵送または直接産業振興課農政係(内663)(市役所西分室2階)へ

※申込多数の場合は、1月30日(月)午前9時から、市役所西分室2階会議室で公開抽選します。

※申込みは1世帯1通のみです(複数申込は無効)。

※同一世帯の方がすでに市民農園を使用している場合は、応募できません。

※結果は申込者各人にお知らせします。

※持参の場合は、土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時です。

プロの野菜作りにチャレンジ!! 農業体験農園使用者募集



▲自分の区画にはいつでも入れます

■往復はがきの記入方法

※往復はがきを開いた状態

| | | |
|-------|----------------------------------------|----------------|
| <往信用> | 〒205-0021 羽村市川崎 3-8-19 大野哲夫 行 | ※何も記入しないでください。 |
|-------|----------------------------------------|----------------|

| | | |
|-------|-------------------------|------------------|
| <返信用> | 〒000-0000 住所 氏名 様 | 住所 氏名 電話番号 |
|-------|-------------------------|------------------|

募集農園 神明台やさい畑(神明台2
-8-4)
応募資格 市内在住・在勤の方
募集区画数 4区画(申込多数の場合
は抽選)

自分で新鮮な野菜を作つてみませんか。農業体験農園では、農作物の栽培技術を農家に直接教えてもらいながら、農作物を育てることができます。自分の区画には、いつでも入ることができます。思う存分自分の作る農作物に愛情を注いでください。年間20種類以上の野菜を栽培し、家族みんなで収穫体験ができます。

農作物の栽培に必要な種子・苗・農具などは、すべて園主が用意します。何も持たずに農園へ行き、農業体験ができます。

使用期間 3月1日～平成30年1月下旬
入園料 3万8000円
申込み 1月31日(火)(必着)までに、往復はがきに左図を参考に記入し、郵送してください。



農業委員会委員候補者の推薦の受付け・募集

農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会委員の選出方法が「農業者または農業関係団体などから候補者を推薦する方法」または「候補者自ら応募する方法」に変わりました。なお、委員の定数は9人です。

このことから、市では、候補者の推薦の受付けおよび募集を行います。

候補者の資格 農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項そのほかの農業委員会の所掌に属する事項に関する職務を適切に行うことができる者（次のいずれかに該当する者は除く）

(1)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

任 期 7月20日～平成32年7月19日（3年間）

主な業務内容

農業委員会総会（毎月開催）における農地法に基づく届け出などの審議および決定並びにこれらに関連する現地調査、農業者からの相談対応、農業者への助言指導など

報酬（月額）3万8000円

推薦および応募の方法 1月23日（月）～2月22日（水）（必着）に、所定の申込書に必要事項を記入の上、持参または郵送で、提出先へ

※持参の場合は、土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時です。

※募集要領および推薦書、申込書は、市公式サイトからダウンロードすることができるほか、産業振

興課農政係（農業委員会事務局）（市役所西分室2階）で配布しています。

申込者などに関する情報の公表

法令に基づき、受付期間の中間および終了後に申込者などに関する以下の情報を公表します。

(1)被推薦または応募者の氏名・職業・年齢・性別・経歴および農業経営の状況

(2)推薦者（個人）の氏名・職業・年齢および性別

(3)推薦者（法人・団体など）の名称、目的、代表者または管理人の氏名、構成員の数、構成員の資格および要件など

(4)被推薦または応募者が認定農業者またはそれに準ずる者であるか否かの別

(5)推薦または応募の理由

提出先・問合せ 〒205-8601 産業振興課農政係（内）661

応募方法 2月3日（金）午後5時（必着）までに「羽村市国民健康保険の事業運営」について800

字程度にまとめ、「住所・氏名・生年月日・性別・職業・電話番号」を記入し、郵送・Eメールまたは直接応募先へ（様式は問いません）

応募先・問合せ 市民課保険係（内）127 〒205-8601（所在地記載不要）

※申込書などに記載された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に調査します。

※持参の場合は、土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時です。

羽村市国民健康保険運営協議会 市民公募委員の募集

羽村市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議しています。審議にあたり、多くの方の意見を取り入れため、市民公募委員を募集します。

募集資格 市内在住の18歳以上の方で、市の国民健康保険に加入し、市のほかの審議会などの委員となつていなの方

募集人員 3人

任 期 4月～平成31年3月（2年間）

開催回数 年4～6回程度

報酬（日額）9000円

※提出された申込書などは、返却しません。
※推薦または応募に係る経費は、すべて推薦者または応募者の負担となります。
※申込書などに記載された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に調査します。

※持参の場合は、土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時です。

✉ s203000@city.hanura.tokyo.jp

わたしの時刻表 個人専用の「はむらん」オリジナル時刻表を作成します！

羽村市コミュニティバス「はむらん」をもつと活用していただくために、「わたしの時刻表」を無料で作成しています。「わたしの時刻表」とは、自分専用の「はむらん」時刻表のことです。いつものスーパー、病院など、よく使うルートだけの時刻表を作成します。

対象

○時刻表の見方・乗り継ぎ方法などがわからない方
○自分で時刻表のエクセルデータを編集できない方
申込み「住所・氏名・電話番号・メールアドレス
(メールで返信希望の場合)・「はむらん」でよく行く目的地(複数可)・自宅と目的地の「はむらん」の最寄りバス停(わかる範囲)」を、電話・郵送・ファックス・Eメールまたは直接提出先へ
提出先・問合せ 都市計画課住宅・交通係内 276-2
05-8601(所在地記載不要) FAX 554-12
921-✉ s401000@city.hamura.tokyo.jp

※郵送での返送を希望する場合、82円切手を貼った返信用封筒を持参または郵送してください。

※電話・持参の場合、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。



「川崎」バスはむらん 一部運休のお知らせ

最寄りの「神明苑」バス停か「川崎会館北」バス停を利用してください。迷惑をおかけして申し訳ありませんが、ご理解せん。

最寄りの「神明苑」バス停か「川崎会館北」バス停を利用してください。迷惑をおかけして申し訳ありませんが、ご理解せん。

※工事が早期完了した場合は、完了した翌日から通常運行に戻ります。

問合せ 都市計画課住宅・交通係内 276

平成29年度市民提案型協働事業を募集します

「市民提案型協働事業」とは、市民活動団体の皆さんから提案された地域課題などに対し、市民活動団体と市が協働して事業に取り組むことにより、課題の解決につなげ、より暮らしやすい「まちづくり」を目指す事業です。皆さんの提案をお待ちしています。募集する事業 市民活動団体が主体となり市と協働して事業を実施することで、地域課題などの解決につなげることのできる事業

応募できる団体 次に掲げる要件を満たす団体

- 羽村市内で市民活動を行っている
- 協働事業を実施するために必要な数の会員が在籍している
- 組織等の運営に関する規約などがある
- 会計処理が適正に行われている
- 営利・宗教・政治・選挙活動を目的としていない
- 暴力団・暴力団関係者に該当する者が所属していない
- 協働事業は団体の自立性を考え、単年度とし、同じ事業を提案する団体は3か年を限度とする。
- 助成金 協働事業の実施にあたり予算の範囲内で助成します。

申込み 2月1日(水)～3月10日(金)に、必要書類を市役所2階地域振興課市民活動センター係へ(土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時)

※必ず事前に相談してください。

事前説明会

事業の内容や申請方法など説明します。

日 時 1月23日(月)午後7時～

会 場 コミュニティセンター2階第一研修室

※直接会場へお越しください。

問合せ 地域振興課市民活動センター係内 631

広報はむら・市公式サイト 有料広告掲載者募集

問合せ 広報広聴課広報係内
337

広報はむらと市公式サイトに有料広告が掲載できます。

事業所・企業・商店のPRのため、ぜひ利用してください。
6か月以上継続して申し込んでいた
だいた場合、月額の掲載料を10～20%
割り引きします。

広報はむら

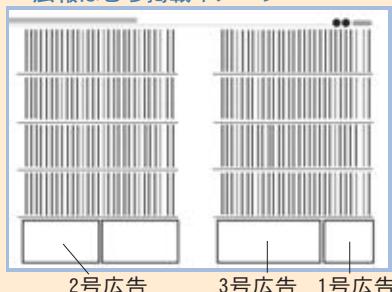
掲載料

| 区分 | 枠の大きさ(縦×横) | 掲載料 |
|------|------------|---------|
| 1号広告 | 45mm×54mm | 20,000円 |
| 2号広告 | 45mm×84mm | 30,000円 |
| 3号広告 | 45mm×112mm | 40,000円 |
| 4号広告 | 45mm×170mm | 60,000円 |

■割引後掲載料(1枠・1回あたり)

| 掲載期間 | 割引率 | 1号広告 | 2号広告 | 3号広告 | 4号広告 |
|--------|-----|---------|---------|---------|---------|
| 6～11か月 | 10% | 18,000円 | 27,000円 | 36,000円 | 54,000円 |
| 12か月 | 20% | 16,000円 | 24,000円 | 32,000円 | 48,000円 |

■広報はむら掲載イメージ



※4号広告の大きさはページ最下段の全面(2号広告の2倍)です。

3か月以上継続して掲載する場合は、市公式サイト内の市が指定する位置にバナー広告を3か月無料で掲載することができます。

掲載期間

1回を単位とする最大24回

※年度途中の申込みも可能です。

※掲載は、希望月の中で市が指定する発行号となります。

掲載位置

毎月1日～15日に発行する広報はむら紙面内の市が指定する場所

広告の規格

□広告原稿は、原則として広告主の負担による作成となります。

□原稿はデジタルデータで提出してください(Adobe Illustrator CS6に対応するEPS形式、TIFFおよびJPEGなどの汎用画像形式)。

市公式サイト(バナー広告)

掲載料

問合せ 広報広聴課広報係内 337

申込期日

■広報はむら：掲載開始を希望する月の前々月の15日(土・日曜日、祝日の場合はその前日)まで

■市公式サイト：掲載開始を希望する月の前々月の末日(土・日曜日、祝日の場合はその前日)まで

申込方法

○所定の書類に記入し、事業所印を押印の上、広告原稿(データ)を添えて、市役所3階広報広聴課広報係へ

※所定の書類は郵送または直接、広告原稿(データ)はEメールで提出してください。

〒205-8601(所在地記載不要)

要 広報広聴課広報係

✉s102000@city.hamura.tokyo.jp

※持参の場合、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。

※広報原稿の詳細、申込書・届出書の

ダウンロードは、

市公式サイトを

ご覧いただくか、

問い合わせてください。

有料広告の申込み



特別支援教育支援員・特別支援学級介助員募集

勤務内容 特別支援学級の児童・生徒の介助など／雇用期間 4月1日～9月30日（勤務状況により更新の場合あり）

▼応募資格 教員免許を所持し、発達障害などのある児童・生徒を理解し、積極的に関わる、支援していこうという意欲と熱意のある方／勤務日時原則週5日、午前8時15分～午後5時（実働4～6時間、配置される学校により異なる）

／賃金（時給） 1060円

共通事項

▼募集人員 若干名／勤務場所 市内小・中学校／選考方法 書類選考後、面接

※面接日時は後日お知らせします。

●申込み・問合せ 1月31日

（火）午後5時までに、市役所3階教育支援課または職員課で配布する臨時職員等登録台帳に必要事項を記入し、「顔写真（縦横各3cm以上の大きさ・証明写真でなくても可）、有資格者は資格を証明する書類の写し」を添えて、郵送または直接教育支援課特別支援教育係（内）へ平成30年3月31日（勤務状況により更新の場合あり）／報酬（時給） 1160円

勤務内容 発達障害などがある児童・生徒の通常学級における学習指導および生活指導の支援など／雇用期間 4月1日～平成30年3月31日（勤務状況により更新の場合あり）／

勤務内容 発達障害などがある児童・生徒の通常学級における学習指導および生活指導の支援など／勤務日時原則週5日、午前8時15分～午後5時（実働4～5時間、配置される学校により異なる）

●申込み・問合せ 1月31日

（火）午後5時までに、市役所3階教育支援課または職員課で配布する臨時職員等登録台帳に必要事項を記入し、「顔写真（縦横各3cm以上の大きさ・証明写真でなくても可）、有資格者は資格を証明する書類の写し」を添えて、郵送または直接教育支援課特別支援教育係（内）へ平成30年3月31日（勤務状況により更新の場合あり）／報酬（時給） 1160円

勤務内容 発達障害などがある児童・生徒の通常学級における学習指導および生活指導の支援など／勤務日時原則週5日、午前8時15分～午後5時（実働4～5時間、配置される学校により異なる）

●申込み・問合せ 1月31日

（火）午後5時までに、市役所3階教育支援課または職員課で配布する臨時職員等登録台帳に必要事項を記入し、「顔写真（縦横各3cm以上の大きさ・証明写真でなくても可）、有資格者は資格を証明する書類の写し」を添えて、郵送または直接教育支援課特別支援教育係（内）へ平成30年3月31日（勤務状況により更新の場合あり）／報酬（時給） 1160円

▼応募資格 障害のある児童・生徒を理解し、積極的に関わり、支援していこうという意欲と熱意のある方／勤務日時原則週5日、午前8時15分～午後5時（実働4～5時間、配置される学校により異なる）

●申込み・問合せ 1月31日

（火）午後5時までに、市役所3階教育支援課または職員課で配布する臨時職員等登録台帳に必要事項を記入し、「顔写真（縦横各3cm以上の大きさ・証明写真でなくても可）、有資格者は資格を証明する書類の写し」を添えて、郵送または直接教育支援課特別支援教育係（内）へ平成30年3月31日（勤務状況により更新の場合あり）／報酬（時給） 1160円

▼応募資格 障害のある児童・生徒を理解し、積極的に関わり、支援していこうという意欲と熱意のある方／勤務日時原則週5日、午前8時15分～午後5時（実働4～5時間、配置される学校により異なる）

●申込み・問合せ 1月31日

（火）午後5時までに、市役所3階教育支援課または職員課で配布する臨時職員等登録台帳に必要事項を記入し、「顔写真（縦横各3cm以上の大きさ・証明写真でなくても可）、有資格者は資格を証明する書類の写し」を添えて、郵送または直接教育支援課特別支援教育係（内）へ平成30年3月31日（勤務状況により更新の場合あり）／報酬（時給） 1160円

▼応募資格 障害のある児童・生徒を理解し、積極的に関わり、支援していこうという意欲と熱意のある方／勤務日時原則週5日、午前8時15分～午後5時（実働4～5時間、配置される学校により異なる）

●申込み・問合せ 1月31日

（火）午後5時までに、市役所3階教育支援課または職員課で配布する臨時職員等登録台帳に必要事項を記入し、「顔写真（縦横各3cm以上の大きさ・証明写真でなくても可）、有資格者は資格を証明する書類の写し」を添えて、郵送または直接教育支援課特別支援教育係（内）へ平成30年3月31日（勤務状況により更新の場合あり）／報酬（時給） 1160円

学校給食作業員募集

健康

こころの健康セミナー
杏林大学公開講演会

健康料理講習会

「働き盛り世代のこころの健康づくり」～豊かな人生への道しるべ～

体を温める食材を使って、

寒い冬を元気に過ごしましょ

う。冬に多くなりがちな塩分

を、無理なく控える工夫も紹

介します。

働き盛り世代の方はもちろ

ん、家族や関心のある方、ど

なたでも参加できます。ここ

ろの元気を保ち、いきいきと

豊かな人生を送りましょう。

こころの健康セミナー
杏林大学公開講演会

「働き盛り世代のこころの健康づくり」～豊かな人生への道しるべ～

仕事や子育てに忙しい働き

盛り世代のこころの健康づくりについて話します。自分自

身や家族、周囲の方のこころ

の不調を見逃さないためにも、

健康のために心がけることや

対応を知ることは大切です。

働き盛り世代の方はもちろ

ん、家族や関心のある方、ど

なたでも参加できます。ここ

ろの元気を保ち、いきいきと

豊かな人生を送りましょう。

働き盛り世代の方はもちろ

ん、家族や関心のある方、ど

なたでも参加できます。ここ

ろの元気を保ち、いきいきと

豊かな人生を送りましょう。

働き盛り世代の方はもちろ

ん、家族や関心のある方、ど

なたでも参加できます。ここ

ろの元気を保ち、いきいきと

豊かな人生を送りましょう。

施設から

図書館

☎ 5554-2280



節分豆まきおはなし会

ストーリーテリング「おに子こづな」など「鬼」にまつわるお話や「豆まき」のお話をします。

お話につられて、鬼がやつて来るかもしれません！お話の後、ちょっと早い豆まきをして「福」を呼び込む準備をしましょう。

保護者の皆さんも、ぜひ参加してください。

▼日時 1月28日(土)午前11時
／会場 図書館2階ボランティア室／対象 幼児～小学生

※直接会場へお越しください。

スイミングセンター

☎ 5579-3210

短期水泳教室 申込受付開始

3月から始まる短期水泳教室の申込受付を開始します。

▼申込受付期間 2月12日(日)
～26日(日)(月曜日を除く)の午前9時～午後8時50分／教室日時 3月1日(水)～28日(火)の各曜日・全4回

○火曜日：幼児水泳教室午後3時～3時50分、午後4時～4時50分・スマーブルズ午後7時～7時50分

○水曜日：幼児水泳教室午後3時～3時50分、午後4時～4時50分・スマーブルズ午後7時～7時50分

○木曜日：幼児水泳教室午後3時～3時50分、午後4時～4時50分・小学生水泳教室午後4時～4時50分、午後5時～5時50分

○金曜日：幼児水泳教室午後3時～3時50分、午後4時～4時50分・小学生水泳教室午後4時～4時50分、午後5時～5時50分

時～6時50分・スマーブルズ午後7時～7時50分

○土曜日：小学生水泳教室正午～午後0時50分、午後2時～2時50分、午後3時～3時50分・スマーブルズ午後3時～3時50分

スッキリとした一日をスタートしましよう！

取りまとめに協力していた
だいています。

●問合せ 社会福祉協議会

☎ 554-0304

手芸講習会「つるし飾り」

▼日時 1月22日(日)～2月19日(日)(2月5日(日)を除く)の毎週日曜日午前11時～正午(全4回)／会場 2階会議室／

定員 20人(先着順)／参加費(1回) 800円／持ち物運動できる服装・飲み物・タオル／申込み 当日、直接サウナ受付へ

室午後7時～8時50分

参加費(全回分) 幼児水泳教室3500円、小学生水泳教室3000円、大人水泳教室4800円、スマーブルズ3200円／申込み スイミングセンター受付にある申込用紙に記入し、直接受付へ

※小学生以下は午後5時以降、16歳以上の保護者の送迎が必要です。

社会福祉協議会から

愛らしい小さなおひな様といわれるつるし飾り。細工ごとに長寿や健康を願う意味があります。

平成28年度はむらふれあい福祉バザーで販売する品物の提供にご協力をお願いします。

▼受付日時 2月17日(金)までの午前9時～午後4時30分／受付場所 社会福祉協議会(福祉センター内)／受付物品 新品または未使用の雑貨・衣料品・寝具など

※未使用品であっても、傷や汚れのあるものは受け付けできません。

※連絡をいただければ、受け取りに伺います。

取りまとめに協力していた
だいています。

●問合せ 社会福祉協議会

☎ 554-0304

シルバーハンセンターから

取りまとめに協力していた
だいています。

平成28年度はむらふれあい福祉バザーで販売する品物の提供にご協力をお願いします。

▼受付日時 2月3日(金)～10日(金)の午前10時～午後3時(全2日間)／会場 シルバーハンセンター／定員 20人(先着順)／費用(全2回) 2500円／持ち物 裁縫道具(持つている方)・昼食

○申込み・問合せ 1月27日(金)までに、電話または直接シリバーハンセンターへ☎ 554-5131(土・日曜日を除く)午前8時30分～午後5時)

リラックスモーニングヨガ
プログラム

開催！

ヨガのさまざまなポーズ・呼吸法に合わせて無理のない動きで行いますので、初めての方でも気軽に参加できます。

※町内会・自治会でも品物の



官公署などから

税務署からのお知らせ

税務署員を装つた不審な電話や「振り込め詐欺」に注意!

国税局や税務署は、次のことは行つていません。

○年金・マイナンバー制度アンケートなどと称して電話をする

○還付金受取りのために、ATMの操作を求める

○国税の納付のために、金融機関の口座を指定して振込みを求める

これらの不審な電話などがあつた場合は、青梅税務署へ問い合わせてください。

税理士資格のない人が税務相談・申告書の作成などをすることは法律で禁止されています。専門知識などが欠けていため依頼者が不測の損害を被る恐れがあります。

財産債務調査および国外財産調査の提出について

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、平成28年分の総所得金額およ

び山林所得金額の合計額が2千万円を超えるか、かつ平成28年12月31日において、その価額またはその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象

の合計額が3億円以上の財産またはその価額の合計額が1

調査書」を3月15日(水)までに提出してください。

また、平成28年12月31日ににおいて、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方は、「財産債務調査書」を3月15日(水)までに「国外財産調査」の提出をお願いします。

お問い合わせ 青梅税務署 0428-30-3410

お問い合わせ 青梅年金事務所 0428-30-3410

お問い合わせ 青梅税務署 0428-30-3410

お問い合わせ 青梅税務署 0428-30-3410

お問い合わせ 青梅税務署 0428-30-3410

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の再発行

11月上旬に、日本年金機構から国民年金の保険料を納めている方へ、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

(はがき)が送付されました。

国民年金保険料は、全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象となります。

専門知識などが欠けていため依頼者が不測の損害を被る恐れがあります。

紛失などにより再発行が必要な方は、次の控除証明専用

ダイヤルに連絡してください。

専用ダイヤル 0570-003-004 (月~金曜日:午前8時30分~午後7時、第2土曜日:午前9時~午後5時)

□専用ダイヤル 0570-003-004 (月~金曜日:午前8時30分~午後7時、第2土曜日:午前9時~午後5時)

□問合せ 東京都下水道局広報サービス課 03-5320-16693

放送大学4月入学生募集

ウェブサイトをご覧ください。

放送大学はテレビ放送やインターネットで授業を行う通信制の大学です。「働きながら学んで大学を卒業したい」

「学びを楽しみたい」など、さまざまな目的で幅広い世代の方が学んでいます。

現在、左記の受付期間に、平成29年4月入学生を募集しています。詳しい資料を無料で送付しますので、気軽に問い合わせてください。

新築価格の半額で、あと30年安心な住まいへ
最大45万円「エコリフォーム補助金制度」がこの度決定しました。予算枠の都合上、当社専門技術者がお得意な活用方法を詳しくご説明させていただきます。
リフォームは今がチャンスです。

有料広告

資料請求・ご相談のお問合せ
住友不動産新築そっくりさん
〒190-9001 東京都立川市柴町6-1立飛ビル3号館
0120-813-750
受付時間 9時~20時 土日祝も承ります
「広報紙を見た」とお伝え下さい。
詳しくはホームページへ!
新築そっくりさん 東京 検索

新築そっくりさん20周年特典
①リフォームガイドブック
②人生を変えた12のリフォーム秘話
③地震対策(耐震補強)
④DVD「工事をされたお客様に聞きました」
尚、只今無料プレゼント!
4点無料プレゼント!

新築価格の半額で、あと30年安心な住まいへ
最大45万円「エコリフォーム補助金制度」がこの度決定しました。予算枠の都合上、当社専門技術者がお得意な活用方法を詳しくご説明させていただきます。
リフォームは今がチャンスです。

みんな知ってる？

雪への備えのこと！

雪が降る前に

雪が降っていたり、積もっていたりする時に外に出るとけがや事故の危険が高まるので、事前に買い物や用事を済ませておきましょう。

テレビやラジオなどで最新の天気の情報や、道路の状況などを確認しましょう。



登下校時に気を付けること

雪が降った時は、道が普段と大きく変化しています。

●道幅がせまい

降り積もった雪が、道の両端に寄せられ、道の幅がせまくなってしまうことがあります。友だちと歩くときは、縦に1列になって歩きましょう。

●周りに気を付ける

雪が物などを覆い、そこに物がある事がわからない場合があります。危険な物が隠れている可能性もあります。いつもより周りに気を付けましょう。

●音が聞こえにくい

雪は音を吸収してしまいます。そのため、後ろから来る自動車の音や放送の声が聞こえづらくなり、気付きにくくなります。外を歩く時は、後ろ側も気を付けながら歩きましょう。



冬の時期は年に数回、雪が降ることがあります。

予想できない大雪が降る場合もあります。雪による被害を防ぐために、事前にできることを確認しましょう。問合せ 危機管理課危機管理係 (内) 217

雪が降ったら

外に出る用事がある時は、時間に余裕をもって早めに出ましょう。

服装は、暖かい洋服を着て、靴も雪用の靴など滑りにくいものをはきましょう。

道路を歩いているときに屋根や木から雪が落ちてくることがあります。また、歩道を歩いていても車が滑って歩道側にはみ出していくかもしれません。注意して歩きましょう。

●道路が滑る

降ったばかりの雪はフカフカで柔らかいですが、1日経つと凍ってしまいます。凍ると滑りやすくなるので歩くときは気を付けましょう。

また、転んでしまう危険性もあります。服装など寒さ対策だけでなく、安全性のあるものにしましょう。

●上着

クッション性のある上着を選びましょう。万が一、転んでしまっても衝撃をやわらげてくれます。

●帽子・手袋

転んでしまった時のため、頭を守る帽子をかぶりましょう。

また、手をポケットなどに入れたまま歩くのはとても危険です。手袋をして転んだ時に、体を支えるための両手をあけておきましょう。



1月後半の休日診療

| |
|----------------------------|
| 15日(日) |
| [休日] 山口内科クリニック ☎ 570-7661 |
| [準夜] 福生市保健センター ☎ 552-0099 |
| [歯科] 森谷歯科医院 ☎ 555-9872 |
| 22日(日) |
| [休日] 西多摩病院 ☎ 554-0838 |
| [準夜] 福生市保健センター ☎ 552-0099 |
| [歯科] 矢野歯科医院 ☎ 555-3363 |
| 29日(日) |
| [休日] 柳田医院 ☎ 555-1800 |
| [準夜] 平日夜間急患センター ☎ 555-9999 |
| [歯科] 高田歯科医院 ☎ 555-5903 |

休日・歯科：午前9時～午後5時 準夜：午後5時～10時
※医療機関によって受付時間が異なる場合があります。

※上記の時間以外は、東京都医療機関案内サービス

「ひまわり」へ ☎ 03-5272-0303 (24時間対応)
問合せ 保健センター



水道の漏水などの問合せ

市の指定を受けた工事事業者で修理できます。緊急の場合は、水道事務所または志摩設備工業(有) (☎555-3063)へ

今日も どうぶつ公園日和

今年の主役は酉(とり)

今年は酉年！動物公園には、ニワトリやダチョウ、インコ、ペンギンなど42種181羽(11月30日現在)の鳥の仲間がいます。

食べ物や住んでいる環境などにより、くちばしの形や羽の色などさまざまな姿かたちを



しています。
今年もたくさんの動物たちに会いに来てください。

問合せ 動物公園 ☎ 579-4041

▲ホオカザリヅルのキュルさん ☎ 579-4041

| | |
|---------------------------|----------|
| 市役所 | 555-1111 |
| 羽村駅西口連絡所(土)(日) | 554-8320 |
| 三矢会館連絡所(土)(日) | 554-8214 |
| 小作台連絡所(土)(日) | 554-9656 |
| 生涯学習センターゆとろぎ(月) | 570-0707 |
| 図書館(月) | 554-2280 |
| ※小作台図書室(月) 図書館分室(月)(木)(日) | |
| スポーツセンター(月) | 555-0033 |
| スマイルミングセンター(月) | 579-3210 |
| 弓道場(月) | 555-9255 |
| 郷土博物館(月) | 558-2561 |
| 水道事務所(土)(日) | 554-2269 |
| コミュニティセンター | 554-8584 |
| 市民活動センター(土)(日) | 555-1111 |

※()内は休館日

1

1月後半のカレンダー

| | |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 15日(日) | 市 土・日窓口開庁 ○ はむら市民ギャラリー第五回作品展▶午前10時～午後3時 △ 交通安全推進委員会出動式▶午前10時30分～ ゆ 子ども映画会▶午前10時30分～ |
| 16日(月) | ○ [休] 臨時休館日 シ 入会説明会▶午後1時30分～ |
| 17日(火) | 図 [休] 館内整理日 東 おしゃべり場▶午前10時30分～ |
| 18日(水) | 西 こぐまひろば▶午前11時～ 図 赤ちゃん向けおはなし会▶午前11時～ |
| 19日(木) | 中 おしゃべり場▶午前10時30分～ |
| 20日(金) | |
| 21日(土) | 市 土・日窓口開庁 図 小学生向けおはなし会▶午前11時～ ゆ 第19回地域教育シンポジウム▶午後2時～4時30分(開場午後1時30分) |
| 22日(日) | 市 土・日窓口開庁 文化財消防演習▶午前9時30分～(玉川神社) ○ はむら市民ギャラリー第六回作品展(1月29日(日)まで)▶午前10時～午後5時(最終日は午後3時まで) |
| 23日(月) | |
| 24日(火) | 東 あそびのポケット▶午前11時～ |
| 25日(水) | 東 スポーツの日～ラインクップとなわとびをしよう！～▶午後3時～4時(対象:小・中学生) 川崎分室ミニおはなし会▶午後3時15分～ |
| 26日(木) | 中 あそびのポケット▶午前11時～ |
| 27日(金) | 西 おしゃべり場▶午前10時30分～ |
| 28日(土) | 市 土・日窓口開庁 図 節分豆まきおはなし会▶午前11時～ |
| 29日(日) | 市 土・日窓口開庁 |
| 30日(月) | |
| 31日(火) | |

◆第27回羽村市献血キャンペーン◆

日 時 1月18日(火)午前10時～午後3時30分(正午～午後1時も献血可能です。)

会 場 五ノ神会館

対 象 16～69歳の方(65歳以上の方は、60～64歳の時に献血の経験がある方に限ります。)

| | | | |
|---------------------------|----------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 市役所 | 555-1111 | 福 福祉センター ☎ 554-0304 | 中 中央児童館(金) ☎ 554-4552 |
| 羽村駅西口連絡所(土)(日) | 554-8320 | い いこいの里(月の最終日曜日) ☎ 578-0678 | 西 西児童館(火) ☎ 554-7578 |
| 三矢会館連絡所(土)(日) | 554-8214 | 介 地域包括支援センター市役所内(土)(日) ☎ 579-7785 | 東 東児童館(木) ☎ 570-7751 |
| 小作台連絡所(土)(日) | 554-9656 | 地域包括支援センターあさひ(土)(日) ☎ 555-8815 | 図 羽村駅西口土地区画整理事務所(土)(日) ☎ 570-7474 |
| 生涯学習センターゆとろぎ(月) | 570-0707 | 保 保健センター(土)(日) ☎ 555-1111 | 瑞 富士見斎場 ☎ 555-6269 |
| 図書館(月) | 554-2280 | 平 平日夜間急患センター ☎ 555-9999 | 瑞 瑞穂斎場 ☎ 557-0064 |
| ※小作台図書室(月) 図書館分室(月)(木)(日) | | 産 産業福祉センター(月) ☎ 579-6425 | フ フレッシュランド西多摩(月) ☎ 570-2626 |
| スポーツセンター(月) | 555-0033 | 農 農産物直売所 ☎ 579-5467 | 病 公立福生病院 ☎ 551-1111 |
| スマイルミングセンター(月) | 579-3210 | 動 動物公園(月) ☎ 579-4041 | 給 羽村・瑞穂地区学校給食センター(土)(日) ☎ 554-2084 |
| 弓道場(月) | 555-9255 | リ リサイクルセンター(土)(日) ☎ 578-1211 | 自 自然休暇村 ☎ 0551-48-4017 |
| 郷土博物館(月) | 558-2561 | リ 消費生活センター(土)(日) ☎ 555-1111 | シ シルバー人材センター(土)(日) ☎ 554-5131 |
| 水道事務所(土)(日) | 554-2269 | 子 子ども家庭支援センター(土)(日) ☎ 578-2882 | 防 災行政無線の放送内容を確認できます ☎ 0120-554-994 |
| コミュニティセンター | 554-8584 | | |
| 市民活動センター(土)(日) | 555-1111 | | |